

令和7年度鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金募集要項

令和7年4月8日

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

1 趣旨

住み慣れた地域において、高齢者、障がい児・者及び児童等の誰もが集い、多様なサービスや活動で支え合う拠点（鳥取ふれあい共生ホーム）づくりを行う事業者を募集します。

2 応募資格者

高齢者、障がい者、児童に関する事業所を運営する民間団体のうち、次の条件を満たすもの。

- (1) 鳥取県内に事業所（組織の活動拠点）を有していること
- (2) 団体（組織）の定款、規約等を有すること
- (3) 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること

3 応募事業

区分	内 容	具体例
共生サービス型	高齢者、障がい児・者及び児童のうち、少なくとも二者以上を対象として、各種事業を複合的に組み合わせた拠点づくり	・ 高齢者デイサービスと認可外保育が隣接した施設 ・ 障がい者グループホームと認知症デイサービスが隣接した施設
事業所併設型	介護保険等各種制度によるサービス事業所に、高齢者、障がい児・者、児童など対象者を限定せず集える拠点づくり	・ 特別養護老人ホームの利用者と地域住民が触れ合う居場所 ・ 障がい者地域活動支援センターの利用者と地域住民が触れ合う居場所

4 事業の実施期間

交付決定後から令和8年3月31日まで

5 対象経費等

(1) 対象経費

対象事業	事業実施主体	補助対象経費
共生サービス型	高齢者、障がい者、児童に関する事業所を運営する民間団体	事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、使用料及び賃借料、工事請負費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）、備品購入費（ただし、15万円未満の備品とする。）
事業所併設型		

※人件費（報酬、給料、共済費）については、補助対象経費は総事業費の1/2以内とする。

※高齢者関係の事業所の場合は、補助対象経費は工事請負費のみ（修繕費を含む。）とする。

(2) 補助率及び補助限度額

補助率10/10で、1箇所につき100万円を限度として補助。

6 募集期間

令和7年4月1日（火）から令和8年2月20日（金）まで（必着）

※ただし、予算の執行状況によっては上記期間より早く終了する場合があります。

7 応募方法

（1）提出方法

下記（2）の提出書類を下記（3）の窓口へ郵送又は持参してください。

また、申請にあたっては事前協議が必要となりますので、必ず事前に下記（3）の窓口にお問い合わせください。（遅くとも事業着手予定日の1か月前にはご相談ください。）

（2）提出書類

①交付申請書

②事業計画書（様式第1号）

③事業収支予算書（様式第2号）

④事業支出予定額内訳書（様式第3号）

⑤参考資料

- ・団体要件を満たすことがわかる規約その他の規程
- ・過去2年間の団体の収支状況が分かる資料（収支決算書、貸借対照表など）
- ・団体の活動内容及び提案事業の参考となる資料（添付任意、A4サイズ10枚以内）

※提出書類の様式は、ホームページからダウンロード又は提出先に請求してください。

（参考）県庁長寿社会課 <https://www.pref.tottori.lg.jp/250931.htm>

（3）提出先・窓口

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 いきいき長寿推進担当

〒680—8570 鳥取市東町1丁目220番地（県庁本庁舎2階）

電話：0857—26—7177 ファクシミリ：0857—26—8168

8 交付決定、事業実施等

（1）必要に応じ、追加資料の提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等の対応をお願いすることがあります。

なお、審査に当たっては、必要に応じて関係団体等に意見を求め、審査の参考とする場合があります。

（2）交付決定は、予算の範囲内で随時行います（2事業程度を予定）。

（3）申請事業者は、交付決定後に事業を実施してください。